# 「令和８年度11月補正予算（冒頭）」について

# 令和８年度１１月補正予算の概要

【補正規模】　（単位：百万円）

| | |
|---|---|
| ・現計予算額 | 1,147,881 (①) |
| ・１１月補正予算額（冒頭提案分） | 37,190 (②) |
| １１月補正後予算額 (①+②) | 1,185,070 |

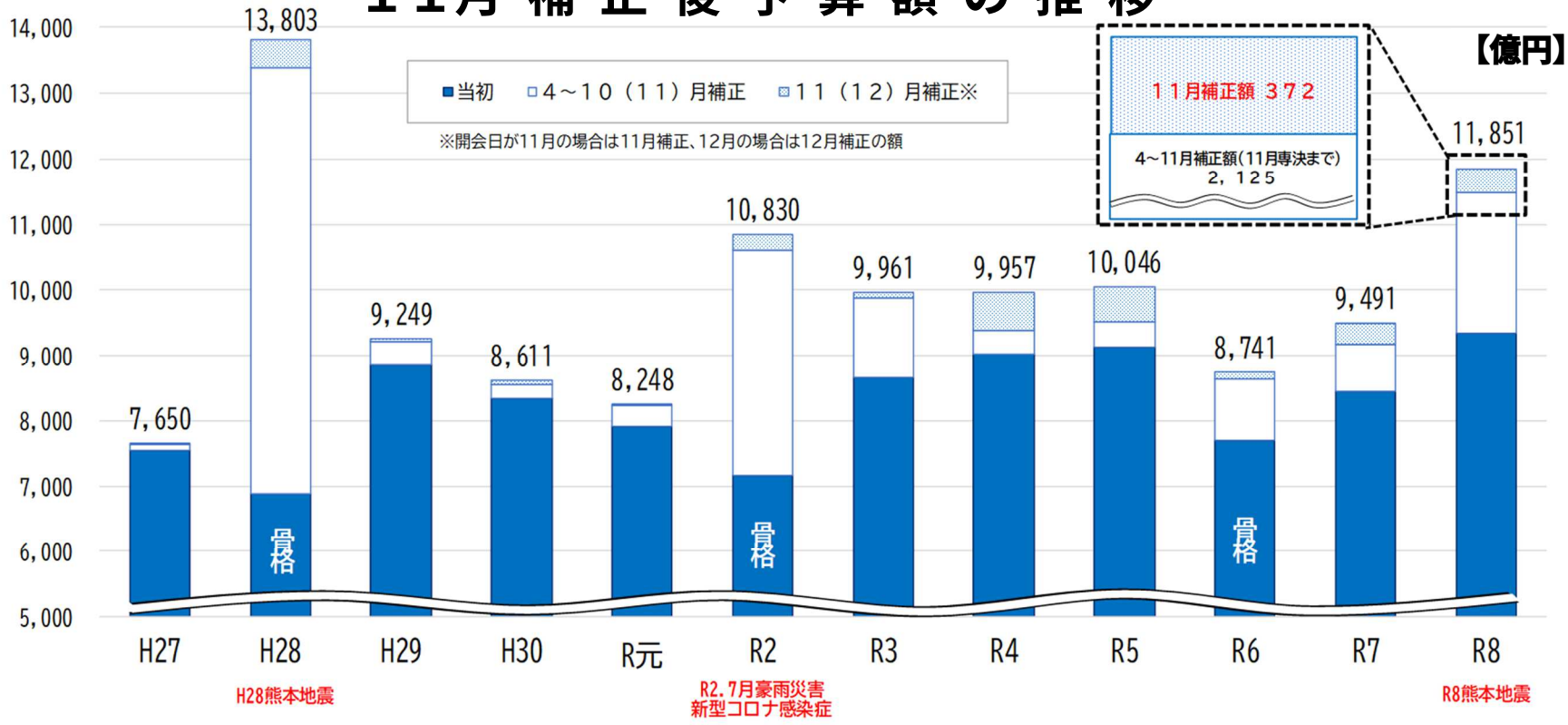
（財源内訳）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 国庫支出金 | 12,947 | 諸収入 | 12,700 | 県債 | 6,901 |
| 分・負担金 | 226 | 地方交付税 | 1,592 | 利子割清算金 | 822 |
| 繰入金（※） | 29 | 繰越金 | 1,972 | | |

※県有施設整備基金 19、下水道事業会計 10

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

## １１月補正後予算額の推移



# 令和８年度１１月補正予算に係る主な事業

**予算額371億90百万円(44億6百万円)**
※( )内の計数は一般財源。以下同じ

○　令和８年熊本地震がもたらした甚大な被害から速やかな復旧を図るための事業や、当初予算編成後の状況変化に伴い対応が必要となった事業について、補正予算を計上

**（内容）**★…個別資料あり

## Ⅰ　令和８年熊本地震からの復旧　257億55百万円(16億12百万円)

### 1　被災者の救済、生活支援

**(1) 災害救助の実施**　58億73百万円（7億84百万円）
・熊本DCAT・DWATの活動費や、救助実施における市町村支弁・他県求償などに要する経費

**(2) 被災者の住まいの再建 ★**　29百万円（29百万円）

**(3) 学校生活の寄り添い支援**　13百万円（13百万円）
・令和８年熊本地震により被災した保護者等に対して、放課後児童クラブの利用料を減免した市町村に対する助成

### 2　産業復興支援

**(1) 中小企業の資金繰り支援、伴走支援体制の強化 ★**
127億9百万円（1億37百万円）

**(2) 農業生産基盤の復興に向けた取組み ★**　9百万円（9百万円）
債務負担行為設定額：15百万円（R9年度）

### 3　社会・産業インフラの機能回復

**(1) 公共土木施設の復旧 ★**　5億29百万円（61百万円）

**(2) 農林水産業関連施設の復旧 ★**　18億45百万円（▲37百万円）

**(3) その他施設の復旧 ★**　37億22百万円（39百万円）

### 4　その他

**(1)ふるさとくまもと応援寄附金に係る経費**
4億76百万円（4億76百万円）
・寄附金の増加に伴う返礼品やポータルサイトの手数料等に要する経費

## Ⅱ　その他　114億35百万円(27億94百万円)

**1　半導体関連企業の集積に伴うインフラ整備 ★**
15億67百万円（1億47百万円）

**2　公共土木施設の災害からの復旧**　48億92百万円（1億1百万円）
・令和8年梅雨前線等に伴う災害からの復旧に要する経費

**3　益城町における土地区画整理事業の推進**
27億60百万円（6億32百万円）
・被災市街地の早期生活再建に向けた宅地造成等の推進

**4　職員の時間外勤務手当の増額**　11億35百万円（11億35百万円）

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

# 令和８年度１１月補正予算に係る主な事業

## III　債務負担行為の設定 ★

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 施設管理等関係分 | 限度額 | 104億36百万円 |
| 2 | 工事関係分（ゼロ県・ゼロ国等） | 限度額 | 145億10百万円 |
| 3 | その他 | 限度額 | 44億37百万円 |

## IV 公営企業会計　※集計外　7億90百万円(-)

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 公営企業の災害復旧 | 7億90百万円（-） |

・令和８年熊本地震で被災した八代北部流域下水道の復旧工事等

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

# Ⅰ-1-(2) 被災者の住まいの再建

【令和8年熊本地震からの復旧】

**予算額29百万円（29百万円）**
[健康福祉政策課、住宅課]

○　一日も早い住まいの再建の実現を目指すため、自宅再建利子助成や転居費用助成などの支援策や、既存ローンがある場合の二重ローン対策を実施

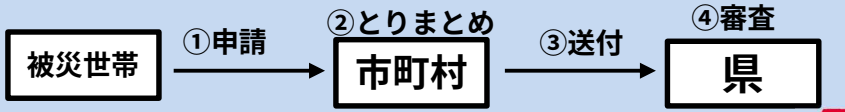
## 1　住まいの再建支援事業　【健康福祉政策課】

自宅再建や民間賃貸住宅入居等に係る助成制度を創設し、応急仮設住宅へ入居等を行う被災世帯の住まいの再建を支援する

○全体事業費：23百万円　○負担割合：県10/10　復興基金活用を想定
○事業主体：(1)県
(2)～(4)市町村
※いずれも熊本市を除く
○事業期間：令和8年度～
○対 象 者：①応急仮設住宅の入居世帯
②全壊、大規模半壊又は中規模半壊の世帯
③半壊で自宅を解体した世帯　等
※①及び②は解体を要件としない



(1)自宅再建利子助成
県内で自宅を再建するために、金融機関等から融資を受けた場合に、その利子分に対して一括して助成(※1)
助成額：上限200万円（多重被災世帯(※2) は300万円に引上げ）
※1 自宅再建利子助成は収入要件あり（リバースモーゲージの場合は除く）
※2 多重被災世帯：過去の被災（H28熊本地震、R2.7豪雨、R7.8豪雨）により「半壊」以上の罹災判定を受けて自宅再建を行っており、その際、金融機関から受けた残債があること

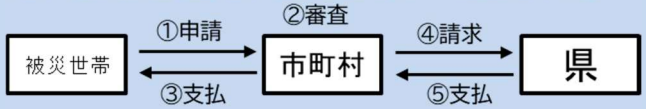





(2)民間賃貸住宅入居助成
再建先となる民間賃貸住宅へ入居された際の礼金や仲介手数料などの初期費用を助成
助成額：一律20万円

(3)公営住宅入居助成
再建先となる公営住宅へ入居された際に必要な備品等の初期費用を助成
助成額：一律10万円

(4)転居費用助成
応急仮設住宅等から自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等へ転居された際の転居費用を助成
助成額：一律10万円




## 2　二重ローン対策事業　【住宅課】

被災住宅の既存ローンに係る利子助成制度を創設し、被災世帯の住まいの再建を支援する（既存ローンの利子分に対して一括して助成）

○全体事業費：6百万円　○負担割合：県10/10　復興基金活用を想定
○事業主体：県（熊本市分を除く）
○事業期間：令和8年度～
○対 象 者：以下の①～②の全てを満たす方
①自宅（県内）が被災し、当該住宅のローン残高が500万円以上
②自宅再建（新築・修繕等）のための新規ローン契約額300万円以上
※収入要件あり
○助 成 額：新規被災者 上限50万円、多重被災者（※）上限150万円
※多重被災者：過去の被災（H28熊本地震、R2.7豪雨、R7.8豪雨）により「一部損壊」以上の罹災判定を受け、その生活再建に係る住宅ローン残債があること。



# Ⅰ-2-(1) 中小企業への資金繰り支援、伴走支援体制の強化
【令和8年熊本地震からの復旧】

**予算額127億9百万円（1億37百万円）**
[商工政策課、商工振興金融課]

○　被災中小企業者の資金繰りを支援するため、令和８年８月専決で創設した災害復旧資金の融資枠を拡大（５００億円追加）し、災害からの速やかな再建を図る
○　被災した事業者の復旧・復興を迅速に行うために商工団体の伴走支援体制を強化

## 1 被災中小企業者向け資金繰り支援 拡 県事業費：126億70百万円

事業費内訳
(1)融資枠の追加に要する預託金　125億円　（金融機関との協調※）
(2)保証料率に対する補助　1億45百万円（県が全額補助）
(3)県信用保証協会への損失補償　24百万円
※協調倍率1/4

| 融資メニュー | 金融円滑化特別資金（令和８年熊本地震枠） | 金融円滑化特別資金（SN保証対応枠 令和８年熊本地震分） | 小規模事業者おうえん資金（令和８年熊本地震分） |
|---|---|---|---|
| 融資枠 | 480（180＋300）億円 | 220（20＋200）億円 | 35億円 |
| 対象者 | ・地震の罹災証明書又は被災証明書を有する者<br>・地震により、平均売上高等※が前年同期比で減少又は減少見込みの者<br>※申込日から1年以内の連続する3か月間の売上高等 | 市町村のセーフティネット保証４号認定※を受けた者<br>※最近1か月間の売上高及び以降2か月の見込売上高が前年同月比20%以上減少等 | ・地震の罹災証明書又は被災証明書を有する者<br>・地震により、平均売上高等※が前年同期比で減少又は減少見込みの者<br>※申込日から1年以内の連続する3か月間の売上高等 |
| 限度額 | 8,000万円 | 別枠8,000万円 | 2,000万円 |
| 融資期間（据置期間） | 10年以内（2年以内） | 1年以上10年以内（2年以内） | 設備　1年以上7年以内（6か月以内）<br>運転　1年以上5年以内（6か月以内） |
| 利率 | 年1.50%～2.20% | 年1.50%～2.20% | 年1.50%～1.80% |
| 保証料 | 0.00% | | |
| 損失補償 | あり | なし | あり |

## 2 被災事業者に対する伴走支援体制強化

＜現状・課題＞

被災した事業者の事業再開や事業継続に向け、「くまもと事業再出発支援補助金」をはじめとした支援メニューの活用を促す必要がある。このため、商工団体の伴走支援体制を強化し、被災事業者の迅速な復旧・復興を支援する

＜事業概要＞

○事　業　費：39百万円
○事業内容：被災した中小企業向けの経営相談や伴走支援を行うための中小企業診断士、経営指導員等の派遣
○負担割合：県10/10　重点支援交付金
○事業主体：商工団体
（商工会議所、県商工会連合会、中小企業団体中央会）
○事業期間：令和8年度



# Ⅰ-2-(2) 農業生産基盤の復興に向けた取組み

【令和8年熊本地震からの復旧】

**予算額9百万円（9百万円）**
**限度額15百万円(15百万円)**
［農産園芸課、畜産課］

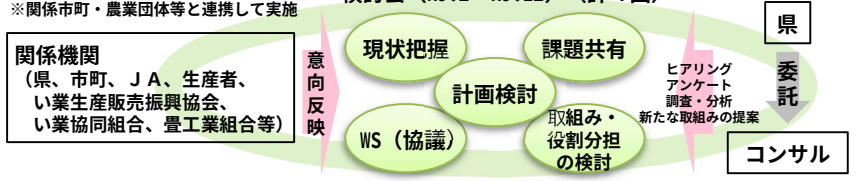
○　令和８年熊本地震により、いぐさ産地では、農舎の倒壊や専用機械の損壊等の被害が発生。令和７年８月豪雨に続く２か年連続の被災により、生産基盤が変化し、生産者の営農意欲の減退も危惧される中、産地縮小に歯止めをかけ、いぐさ・畳産業の維持に向けた、生産から販売にいたるまでの今後の対策方針を検討する必要
○　畜産分野では、家畜の死亡等の被害が発生し、地域畜産の再建のための支援が必要

## 1　いぐさ産地復興支援　新　【農産園芸課】

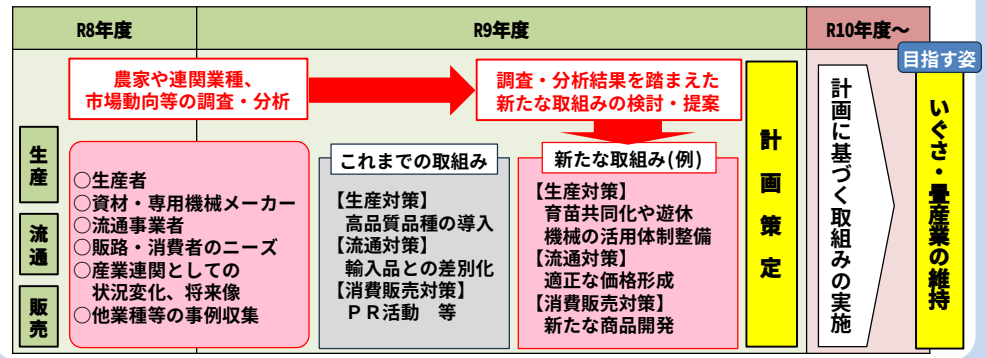
○　いぐさ産地では、２か年連続の被災による将来への危機感から、生産者からも育苗や機械の共同化の声が出始めるなど、いぐさ・畳産業は転換期にある
○　復旧・復興とあわせて需要も踏まえた再構築が求められており、生産者だけでなく、資材・専用機械メーカー、流通・販売事業者、消費者など、「生産」「流通」「販売」の各段階における現状・課題の調査・分析、具体的な取組みを検討する必要

○全体事業費：限度額15百万円（債務負担行為の設定）
○事業内容：いぐさ産地や連関業種の現状・課題の調査・分析、具体的な取組みのとりまとめ（計画策定）
○事業主体：県　○事業期間：令和8年度～令和9年度

《検討体制》
※関係市町・農業団体等と連携して実施




《イメージ》いぐさ・畳産業の維持に向けた計画策定




## 2　被災畜産農家の復興支援　【畜産課】

○地域畜産復興組織が策定する地域畜産復興計画に基づく取組みを支援し本県畜産業の復興を図る

○全体事業費：45百万円（県事業費：9百万円）
○事業内容：地域畜産復興組織が取り組む地域畜産の再建（R7年度と同等の飼養頭数まで）のための家畜導入に対する助成
○負担割合：県1/5（畜種毎に上限あり）**復興基金活用を想定**　、事業主体：4/5
○事業主体：地域畜産復興組織（農協連、農協、その他団体等）
○事業期間：令和8年度

# Ⅰ-3 社会・産業インフラの機能回復

【令和8年熊本地震からの復旧】

**予算額60億96百万円（63百万円）**
［土木部、農林水産部、健康福祉部、環境生活部、
商工労働部、観光文化部、教育委員会］

○ 令和８年熊本地震によって、公共土木施設や農林水産関連施設などに被害が発生
○ インフラの復旧工事や市町村への支援を実施し、災害からの速やかな復旧を図る

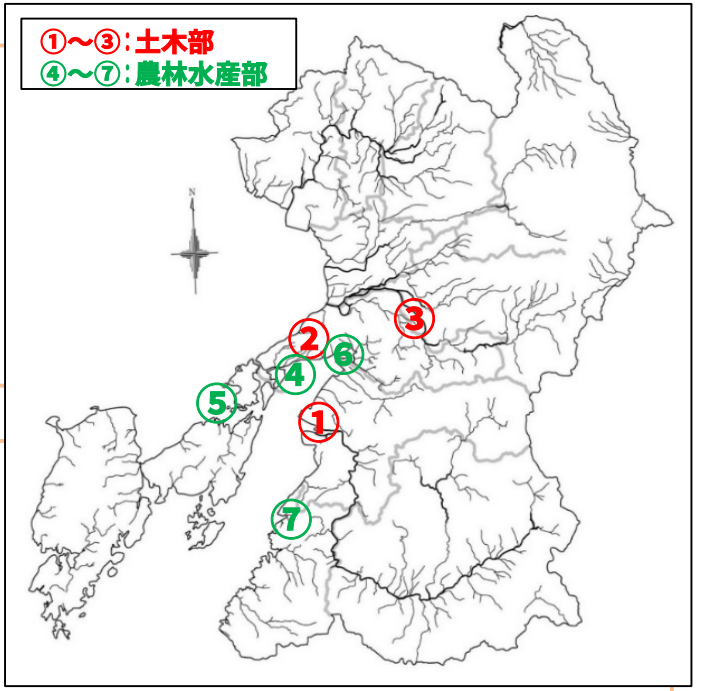
## （1）公共土木施設の復旧（土木部） 5億29百万円

**(1)道路橋の復旧［道路整備課］ 3億円**
○植柳橋（八代市）の復旧に要する経費 ①

**(2)浄化槽の復旧［下水環境課］ 53百万円**
○被災した浄化槽の復旧に要する経費（八代市ほか10市町）

**(3)災害関連地域防災がけ崩れ対策事業［砂防課］ 1億66百万円**
○地震によるがけ崩れで被災した地域防災上重要な箇所の整備
（宇城市、御船町） ②③


①植柳橋（八代市）




## （2）農林水産業関連施設の復旧（農林水産部） 18億45百万円

**(1)農業用施設の災害復旧［農地整備課］ 56百万円**
○被災した農業用施設の復旧に要する経費（八代市ほか3市町）

**(2)漁港施設の復旧［漁港漁場整備課］ 17億89百万円**
○被災した漁港施設の復旧に要する経費
・県管理漁港 ：郡浦漁港（宇城市）④、樋合漁港（上天草市）⑤等 ６市町６港
・市町村管理漁港：松合漁港（宇城市）⑥、田浦漁港（芦北町）⑦等 ８市町26港


④郡浦漁港（宇城市）


⑤樋合漁港（上天草市）


⑥松合漁港（宇城市）


⑦田浦漁港（芦北町）

# Ⅰ-3 社会・産業インフラの機能回復
【令和8年熊本地震からの復旧】

## （3）その他施設の復旧（県立学校等） 37億22百万円

**① 県立学校の復旧［教育委員会］** **35億35百万円**

被災した県立学校における学校施設の修繕や復旧工事に要する経費

**② 研究所等の復旧［商工労働部、農林水産部］** **80百万円**

被災した産業技術センター、農業研究センター等における施設・設備の修繕や復旧工事等に要する経費

**③ その他施設の復旧［健康福祉部、環境生活部、商工労働部、観光文化部、農林水産部、教育委員会］** **69百万円**

被災した農業公園、県立図書館等における施設・設備の修繕や復旧工事等に要する経費

**④ 文化財の復旧［教育委員会］** **38百万円**

被災した文化財の復旧に要する経費への支援



宇土高校･中学校



農研センター（果樹研）



林研センター（菊陽苗畑管理舎）



農業公園（物産館）



県立図書館



森林公園



松浜軒



八代城

# Ⅱ-1 半導体関連企業の集積に伴うインフラ整備
【その他】

**予算額15億67百万円（1億47百万円）**
地域道路改築費（TSMC関連）[道路整備課]

○　経済安全保障の確立及び国内生産基盤の強化につながる半導体関連企業の集積に関連するインフラ整備のうち、道路整備事業について今年度執行が必要な分を予算化し、事業の着実な推進を図る

## ＜現状･課題＞

- JASMが進出したセミコンテクノパーク周辺は、従前より、通勤時間帯を中心に、激しい交通渋滞が発生
- 令和6年度に立ち上げた渋滞解消推進本部の中で、渋滞解消に向けた短期・中期・長期に分けて対応策を整理し、取組みを進めている
- 上記対応策の中期的な取組みの一環として、渋滞解消に向けて県道大津植木線を始め、優先度の高いセミコンテクノパーク周辺路線の選定、集中整備を進めてきたが、更なる企業集積の進展が見込まれる中で、取組みの加速化が必要

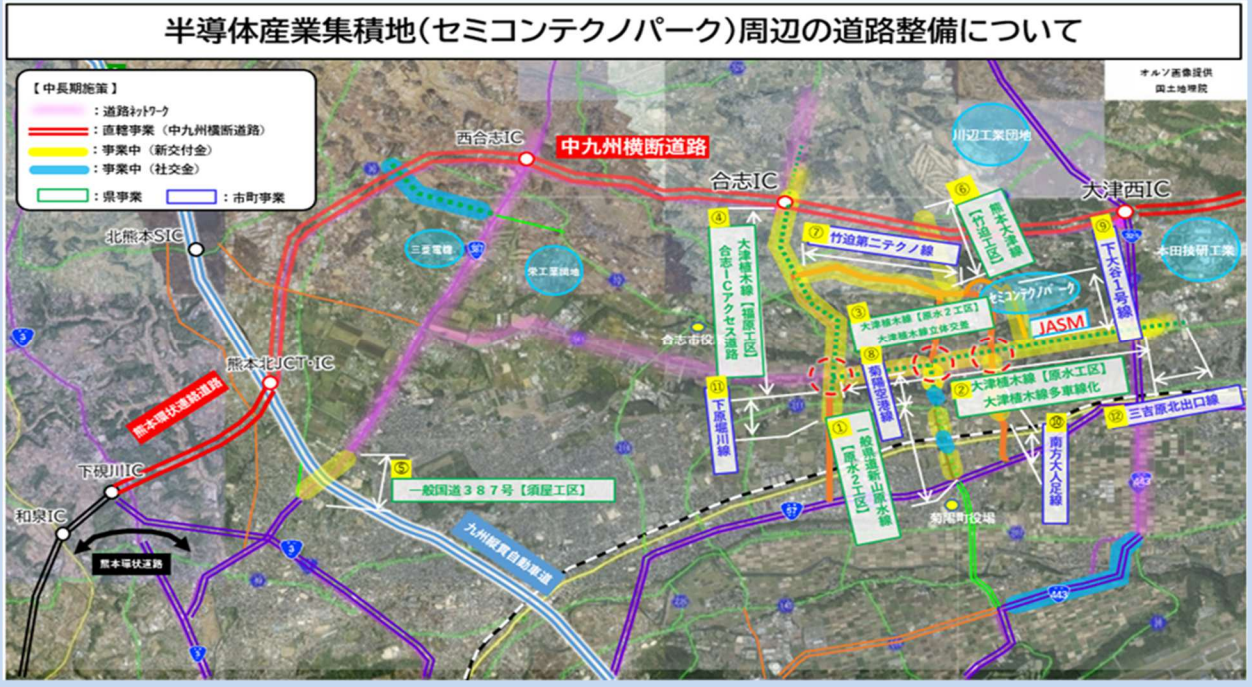
大津植木線多車線化イメージ



## ＜事業概要＞

○全体事業費：15億67百万円
○事業内容：大津植木線の多車線化等に係る用地等補償費
○実施主体：県
○事業期間：令和5年度～

## ＜イメージ図＞



# Ⅲ 債務負担行為の設定

**限度額 293億83百万円**
［一般会計］

○　令和８年度１１月補正予算において、年間を通じて実施するため年度当初から業務開始が必要な事業、養殖業等への影響に配慮し年度前半に工期を限定している事業や、災害防止のため梅雨期までに実施すべき事業などについて、令和８年度から入札等の契約行為を行うことを可能とするため、債務負担行為を設定（276件、限度額293億83百万円(R7.11補：249件、限度額302億65百万円））

## 1　施設管理等関係分(198件、限度額104億36百万円)

**①県有施設等管理業務**　152件、限度額46億11百万円
・県庁舎、総合庁舎等における清掃・警備等維持管理や道路・港湾施設の維持修繕等に係る民間委託等

**②給食業務**　1件、限度額9百万円
・松橋西特別支援学校の給食配送に係る民間委託

**③情報処理関連業務**　21件、限度額3億88百万円
・県内市町村と共同で利用するエリア・データ連携基盤の保守や職員用パソコン・プリンタの保守に係る民間委託等

**④事務機器等賃借**　16件、限度額15億75百万円
・パソコンリース、各種システムのライセンス料等

**⑤指定管理業務**　8件、限度額38億53百万円
・R8年度に契約終了となる県有施設（青少年教育施設や水俣広域公園など)における指定管理

## 2　工事関係分(40件、限度額145億10百万円)

**①ゼロ県債　14件、限度額85億18百万円(前年度：4件、限度額20億71百万円)**
・海苔養殖への配慮のため、早期に着手する港湾浚渫や河川掘削
・梅雨時期までの完了のため、早期に着手する道路の舗装、修繕　等

**②ゼロ国債　13件、限度額37億52百万円(前年度：4件、限度額7億22百万円)**
・施工時期の平準化等のため、早期に着手する治山工事
・海苔養殖への配慮のため、早期に着手する漁港での浚渫　等

**③その他工事　13件、限度額22億40百万円(前年度：7件、限度額63億50百万円)**
・老朽化した農業用排水機場の更新工事　等

熊本港での浚渫対象箇所



修繕の必要道路



治山工事が必要な山腹



更新予定の排水機場



**(参考) ゼロ県債･ゼロ国債の考え方**
・年度当初から事業着手し、年度の中途での竣工が必要となる農林水産部、土木部の事業が対象。
・国において、補正予算からの脱却を図るとされ、従来の補正予算による事業量が当初予算に振り替わることが想定されることから、年度当初の工事量の確保や適正な工期確保のために必要な債務負担行為を設定

## 3　その他(38件、限度額44億37百万円)

・県総合行政ネットワークシステムの接続機器の更新やくまモン隊の運営　等